

給電申合書取扱要綱

2020年 4月 1日 制 定

2020年12月 3日 1次改正

関西電力送配電株式会社

目 次

第1章 総 則

第 1 条 目的	1
第 2 条 適用範囲	1
第 3 条 用語の定義	1
第 4 条 基本的事項	2

第2章 事務手続き

第 5 条 給電申合書等の締結手続き	3
第 6 条 標準的な給電申合書等の内容	5

別 紙

給電申合書本文

別紙 1 発電に関わる給電申合書（代表者間用ひな形）	9
別紙 2 給電申合書（発電者用ひな形）	1 3
別紙 3 給電申合書（需要者用ひな形）	2 1

給電申合書付表（様式と記載例）

別紙 4 付図 1 給電系統図	2 9
別紙 5 付図 2 通信設備概要図	3 1
別紙 6 別紙 1 連絡先一覧	3 3
別紙 7 様式 1 作業停止申込書兼連絡票	3 5

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、給電規程に基づき、当社の電力システムを利用する全ての者と当社との間で締結する給電申合書等に関する基本的事項を定め、送電ネットワーク利用および利用者の公平性の確保と手続きの円滑化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 基幹系統給電所および給電制御所の所管電力システムを利用する全ての者と当社との給電申合書等の事務取扱いに適用する。ただし、配電部所管系統と一括で締結する場合を含む。
なお、配電部所管系統については、配電関係給電申合書取扱業務要綱指針に基づく。

2 当社と給電申合書等を締結する者は、次による。

- (1) 他一般送配電事業者
- (2) 発電事業者
- (3) 送電事業者
- (4) 特定送配電事業者
- (5) 小売電気事業者または発電契約者
- (6) 発電者または需要者

(用語の定義)

第3条 この要綱で用いる用語の定義は、次による。

- (1) 他電気事業者等
第2条第2項の者をいう。
- (2) 給電申合書等
他電気事業者等と当社の間で、給電運用に関して相互に確認した申し合わせ事項（給電申合書、給電協定書および確認書）の総称をいう。
- (3) 事務手続担当箇所
給電申合書等の事務手続きを担当する箇所をいう。
なお、系統連系および操作に関する給電申合書等の事務手続担当箇所は次による。
 - a 基幹系統給電所の所管電力システムに接続する場合、中央給電指令所または基幹系統給電所とし、他電気事業者等の締結者名および締結内容から判断して決定する。
 - b 給電制御所の所管電力システムに接続する場合、給電制御所とする。
- (4) 給電所等
中央給電指令所、基幹系統給電所および給電制御所をいう。
- (5) 広域機関
電力広域的運営推進機関をいう。
- (6) 発電事業者
自らが維持し、および運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業または特定送配電事業の用に供するための発電事業を営むことについて経済産業省に届出をした者をいう。
- (7) 送電事業者
自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業（一般送配電事業に該当する部分を除く。）であって、その事業の用に供するための送電事業を営むことについて経済産業省に許可を受けた者をいう。
- (8) 小売電気事業者
小売供給を行う事業を営む者をいう。
- (9) 発電契約者
一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者をいう。
- (10) 発電者
小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業、または自己託送の用に供する電気を発電し送電系統に電力を流入する者をいう。

(基本的事項)

第 4 条 事務手続担当箇所の手長は、別紙 1、2、3 の標準的なひな形を利用し、当該系統の運用実態および制約等を反映させ、実運用に即した給電申合書等を接続する他電気事業者等と協議のうえ締結する。

なお、締結者名および事務手続分担は表 4-1 による。

表 4-1 (給電申合書等の種類と締結者名)

給電申合書等の種類	締結者名	説明および事務手続分担
他一般送配電事業者	中央給電指令所長	系統運用に関する運用の取り決めに中央給電指令所で締結。
発電事業者	中央給電指令所長 または 電力本部長	系統連系および操作に関する取り決めに事務手続担当箇所締結。 ただし、発電量調整供給を伴う場合、系統連系および操作に関する取り決めに事務手続担当箇所締結し、発電に関わる給電指令の取り決めに中央給電指令所で締結。
送電事業者		系統運用、給電指令および操作に関する取り決めに事務手続担当箇所締結。
特定送配電事業者		系統連系および操作に関する取り決めに事務手続担当箇所締結。 ただし、発電量調整供給を伴う場合、系統連系および操作に関する取り決めに事務手続担当箇所締結し、発電に関わる給電指令の取り決めに中央給電指令所で締結。
小売電気事業者、 発電契約者	中央給電指令所長	発電に関わる給電指令の取り決めに中央給電指令所で締結。※ 1
発電者・需要者	中央給電指令所長 または 電力本部長	系統連系、給電指令および操作等に関する取り決めに事務手続担当箇所締結。

※ 1 当社と事業者の窓口統一を図るため、代表契約者または給電連絡責任者（代表契約者に代わって、24時間当社との連絡を行う責任者で、代表契約者が指定した者をいう。）と中央給電指令所で締結。

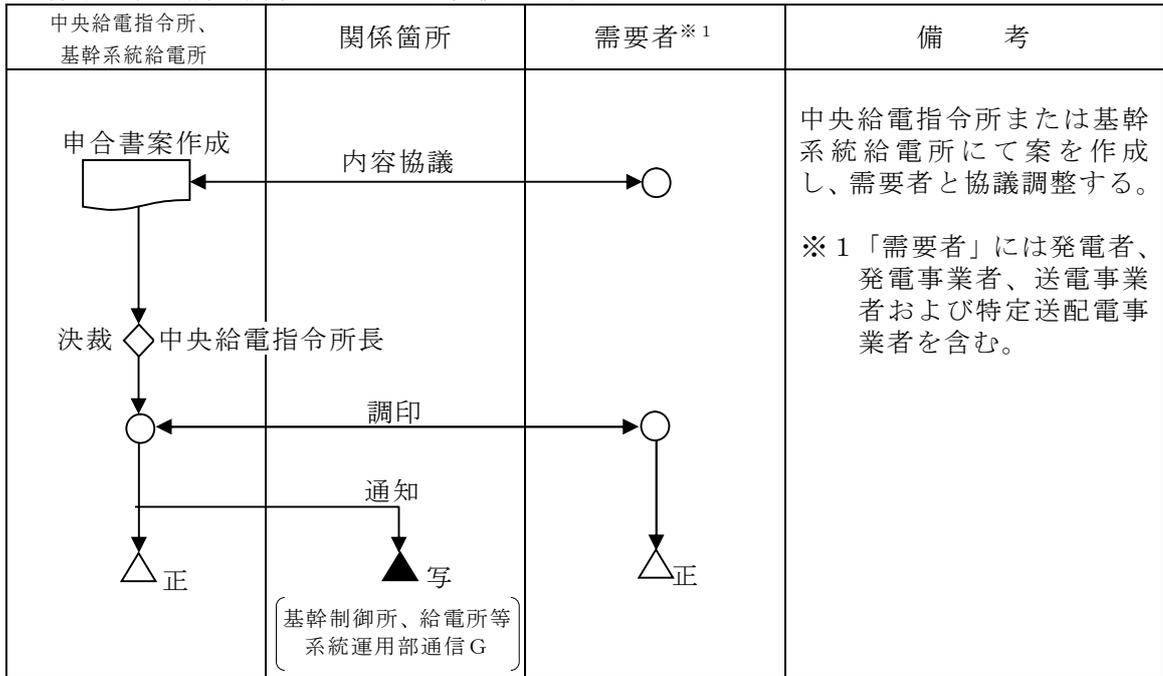
第2章 事務手続き

(給電申合せ等の締結手続き)

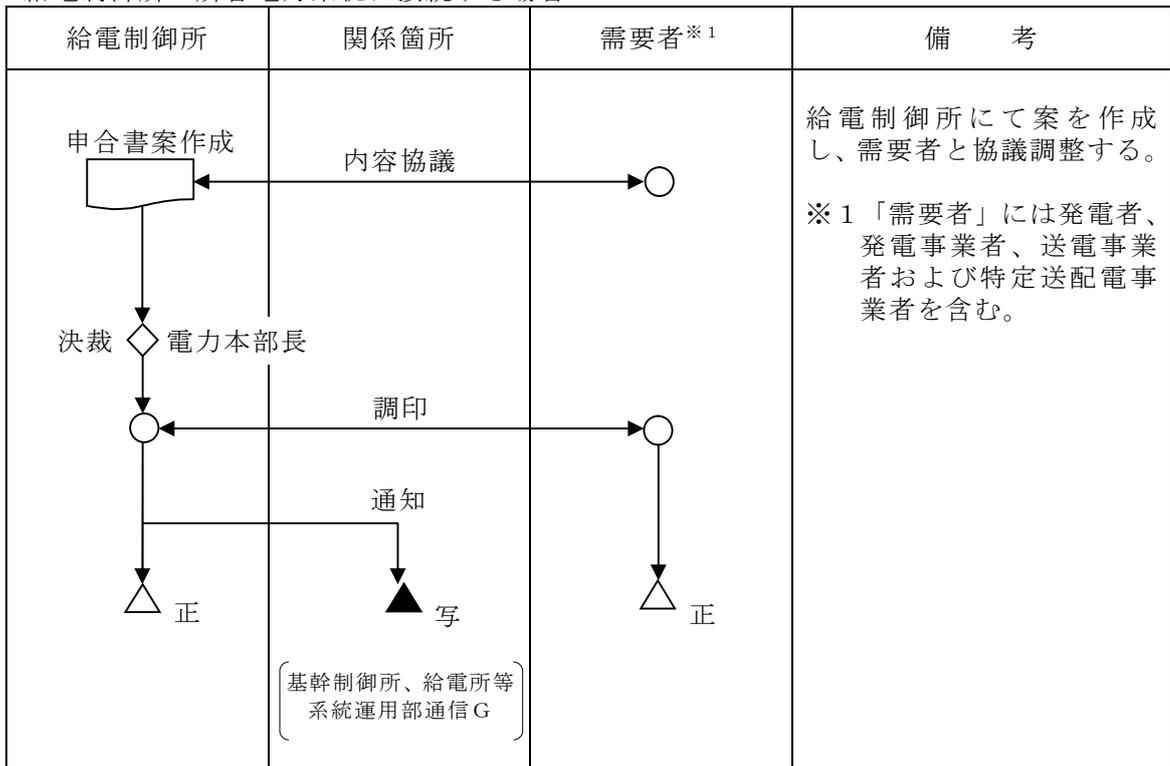
第5条 事務手続担当箇所の長は、関係する各所と内容協議のうえ、次の(1)～(3)により手続きを行う。

(1) 発電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、発電者および需要者との給電申合せ等の締結手続きは、次による。

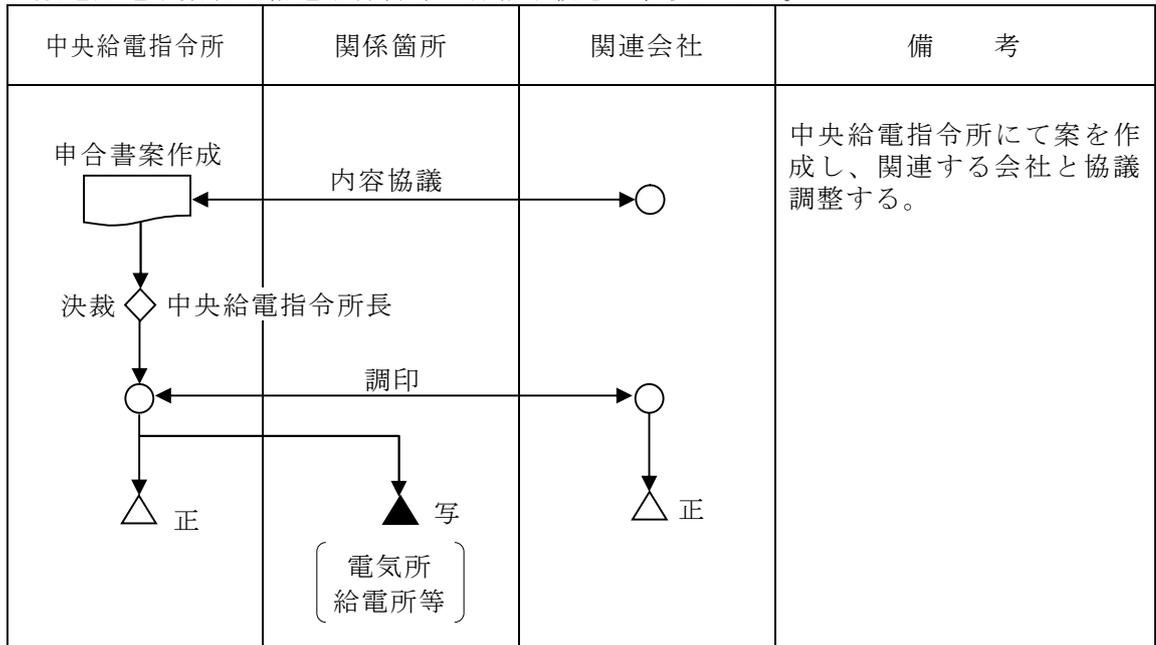
a 基幹系統給電所の所管電力系統に接続する場合



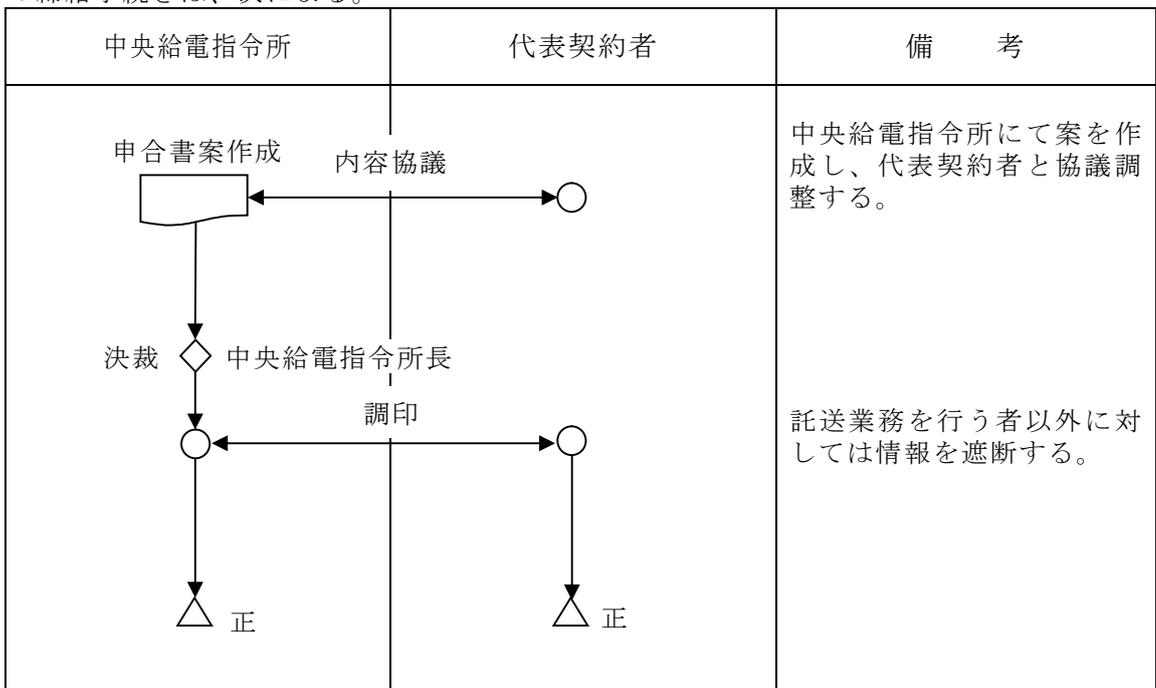
b 給電制御所の所管電力系統に接続する場合



(2) 他一般送配電事業者の給電申合書等の締結手続きは、次による。



(3) 小売電気事業者、発電契約者および特定送配電事業者との給電申合書等（代表契約者と締結）の締結手続きは、次による。



(標準的な給電申合書等の内容)

第 6 条 標準的な給電申合書等の記載項目および添付する資料図面類は、次の表 6-1 および表 6-2 による。

表 6-1 [記載項目]

(凡例) ○：対象、空白：対象外

種 類 記載項目	他一般送配 電事業者	発電事業者	特定送配電 事業者	小売電気 事業者 (接続供給 実需)	発電契約者 (発電量 調整供給)	需要者	発電者
給電(系統)運用上の協力	○	○	○	○	○	○	○
対象設備		○	○			○	○
責任分界点		○	○			○	○
平常時の送電状態		○	○			○	○
設備の操作		○	○			○	○
工作物の作業停止計画		○	○			○	○
保護リレーの運用		○	○			○	○
電圧の運用		○	○			○	○
給電指令		○	○	○	○		○
異状時の連絡	○	○	○			○	○
事故時の処置	○	○	○			○	○
連絡方法	○	○	○	○	○	○	○
設備の変更		○	○			○	○
有効期間	○	○	○	○	○	○	○
その他事項	○	○	○	○	○	○	○
記録の通知		○					

表 6-2 添付する資料図面類

種 類 記載項目	他一般送配 電事業者	発電事業者	特定送配電 事業者	小売電気 事業者 (接続供給 実需)	発電契約者 (発電量 調整供給)	需要者	発電者
給電系統図		○	○			○	○
通信設備概要		○	○			○	○
連絡体制(方法)	○	○	○	○	○	○	○

(全 面 空 白)

別 紙

1. 給電申合書本文

- 別紙 1 発電に関わる給電申合書（代表者間用ひな形）
- 別紙 2 給電申合書（発電者用ひな形）
- 別紙 3 給電申合書（需要者用ひな形）

2. 給電申合書付表（様式と記載例）

- 別紙 4 付図 1 給電系統図
- 別紙 5 付図 2 通信設備概要図
- 別紙 6 別紙 1 連絡先一覧
- 別紙 7 様式 1 作業停止申込書兼連絡票

(全 面 空 白)

発電に関わる給電申合書

(代表者間用ひな形)

年 月 日

〇〇株式会社

代表契約者名を記載

関西電力送配電株式会社

株式会社〇〇（以下「〇〇」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「関西送配電」という。）は、〇〇および関西送配電間で締結した発電量調整供給兼基本契約（以下「原契約」という。）に基づいて、その円滑な給電運用を図るため、次のとおり申し合わせる。

（発電量調整供給および給電運用上の協力）

第1条 〇〇および関西送配電は、原契約にもとづいて行う発電量調整供給および関西送配電の給電運用について相互に誠意をもって協力する。

2 〇〇は、関西送配電からの給電指令を遵守する。

（連絡）

第2条 〇〇と関西送配電の相互の連絡先は、別紙に示すとおりとする。

2 〇〇および関西送配電は、第3条に関する連絡にあたっては相互に相手方の氏名、日時および内容等を記録する。

（給電指令および連絡系統）

第3条 関西送配電は、次に示す場合において、〇〇に対してまたは該当する発電者へ発電設備の出力調整または運転・停止、電力設備の作業中止等の給電指令を発令することがある。ただし、関西送配電は緊急やむを得ない場合等には、〇〇または該当する発電者へ給電指令を行うことなく、発電設備を系統から切り離しすることがある。この場合は、事後速やかに関西送配電から〇〇へ連絡を行うものとする。

(1) 平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴い必要が生じた場合

(2) 長期固定電源を抑制する必要が生じた場合

(3) 電力系統の事故等による周波数または電圧の異常低下・上昇、電力設備の運用容量超過等が発生する、もしくは発生するおそれがある場合

(4) その他電気の需給上または保安上必要がある場合

2 給電指令等の連絡系統は別紙に示すとおりとする。

（有効期間）

第4条 この申合書の有効期間は原契約の契約期間と同一とする。ただし、原契約が更改され、〇〇または関西送配電のいずれからも申し入れがない場合は有効期間を更改後の契約期間まで自動的に延長するものとする。

（その他事項）

第5条 〇〇または関西送配電が、この申合書に定める事項について変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。

2 〇〇および関西送配電は、給電運用に関する事項で、この申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

3 発電者と関西送配電の系統に関連する運用および機器操作の詳細については、必要に応じ、発電者と関西送配電との個別の給電申合書により定める。ただし、関西送配電の供給区域外にある発電者を除く。

以上、申合せの証として本書を2通作成し、〇〇と関西送配電でおのその1通を保有する。

年 月 日

〇〇株式会社

取締役社長 〇〇 〇〇

関西電力送配電株式会社

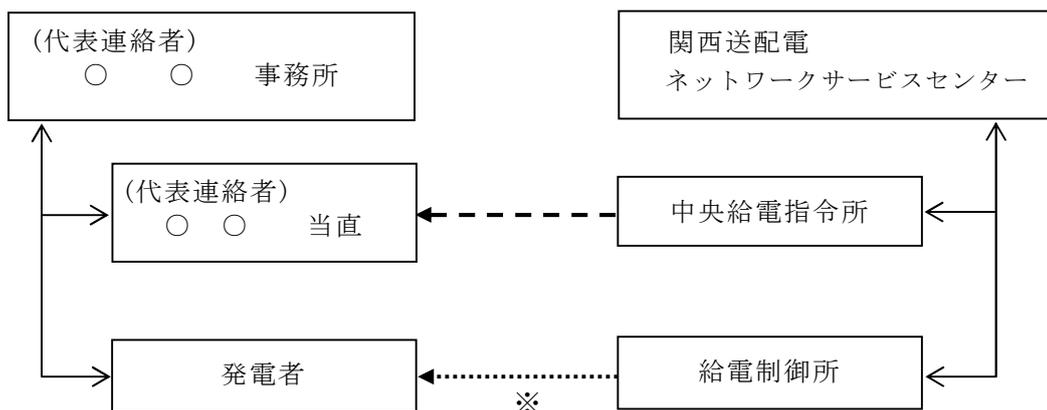
中央給電指令所長 〇〇 〇〇

別紙

(1) 給電申合書第2条の連絡先

○ ○		関西送配電	
名 称	電話、FAX、E-mail	名 称	電話、FAX、E-mail
(契約者・代表連絡者) ○ ○	電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000 E-mail *****@****. **. jp	ネットワーク サービスセンター	電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000 E-mail *****@kansai-td. co. jp
(契約者・代表連絡者) ○○ 当直	電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000 E-mail *****@****. **. jp	中央給電指令所	電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000 E-mail *****@kansai-td. co. jp

(2) 給電申合書第3条の給電指令等の連絡系統



※発電者への給電指令は、個別の給電申合書の設備操作に関する連絡先による。

- < 凡例 >
- ← - - - 給電指令 (通常)
 - ← 給電指令 (緊急)
 - ← ——— 情報連絡

給電申合書

(発電者用ひな形)

年 月 日

○□株式会社

代表契約者名を記載

関西電力送配電株式会社 ○○支社 ★★電力本部

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）と関西電力送配電株式会社〇〇支社★★電力本部（以下「関西送配電」という。）は、託送供給等約款に基づき、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

（系統運用上の協力）

- 第1条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。
- 2 〇〇および関西送配電は、設備の運用および操作について、相互に連絡を密にし、円滑な運用を図る。

（対象設備）

第2条 この申合書の対象とする設備（以下「対象設備」という。）は、付図1「給電系統図」、および付図2「通信設備概要図」に示す関西送配電の★▽変電所の当該引出遮断器から〇〇の受電設備に至る送受電設備、保護リレー、関西送配電に系統連系する〇〇の発電設備ならびに〇〇における取引用計量装置および通信設備とする。

（責任分界点）

第3条 〇〇と関西送配電の責任分界点は、付図1「給電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

（平常時の送電状態）

第4条 平常時の送電状態は、付図1「給電系統図」に示すとおりとする。

（設備の操作）

第5条 〇〇および関西送配電は、次に示す対象設備の操作および作業に当たっては、作業の内容、作業箇所、操作時刻、手順、作業用接地の有無等について事前に打合せを行い、確認した操作手順に基づき、相互に連絡のうえ実施する。ただし、緊急時は除く。

なお、〇〇が〇〇の対象設備を操作し、受電切替をせず、かつ線路側接地を取り付けず行う作業停止の場合においては、作業停止当日は〇〇が自主的に操作を実施するものとし、関西送配電への操作連絡は不要とする。

また、対象設備の呼称は付図1「給電系統図」に示した番号で行う。

受電回線が1回線の場合は記載を抹消する。

操作連絡が必要な場合は記載を抹消する。

(1) 遮断器、断路器および線路側接地の操作

a 〇〇の**kV受電用遮断器 (**, **)、受電用断路器 (**, **)

および線路側接地

接地機構がある場合は線路側接地機構を記載する。

b 関西送配電の★▽変電所の**kV〇〇線遮断器 (CB**, CB**),

線路用断路器 (LS**, LS**) および線路側接地機構 (ED**, ED**E)

C u b の場合はCB**断路部とする。

接地機構がない場合は線路側接地を記載する。

(2) 系統運用に関連する保護リレーの操作

(3) 給電情報伝送等(保安通信電話を含む)に影響がある作業

なお、保安通信電話に影響がある場合は、事前に連絡のうえ、別の連絡方法について打ち合わせておく。

給電情報伝送がない場合は保安通信電話とし、全てない場合は削除とする。

(4) 取引用計量装置等に影響がある作業等

[常用、予備線受電でループ切替不可の場合]

2 ○□の受電切替操作は停電切替とし、常用回線と予備回線の並列受電の操作は行わない。

なお、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

[常用、予備線受電でループ切替可の場合]

2 ○□の受電切替操作は、常用回線と予備回線の並列受電切替を可とするが、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

2項は、該当するパターンを選択する。
また、常用、予備線受電以外の場合は削除する。

3 ○□は、発電設備の並列操作に当たっては、系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整のうえ行う。

固定データの反映や、その他の理由で連絡が必要な場合は、以下の文章を記載する。
○□は、○□の発電設備の並列列は関西送配電と連絡のうえ実施する。

(工作物の作業停止計画)

第6条 ○□および関西送配電は、系統運用に影響のある作業停止の計画、調整および実施について、次により行う。

(1) 系統運用に影響のある作業停止の対象

- a 対象設備の停止または使用抑制を必要とする作業
- b 対象設備の活線作業および活線近接作業(試充電中止を必要とする場合)
- c 保護リレーのロック
- d 給電情報伝送等(保安通信電話を含む)に影響がある作業
- e その他系統運用に影響のある作業

(2) 作業停止計画の取り扱い

○□および関西送配電は、第6条1項の作業停止計画に係る手続きを、電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針等に基づき行うために、次のとおり取り扱う。

a 年間作業停止計画

(a) ○□は、翌年4月から2箇年分の年間作業停止計画の原案を毎年10月末頃までに、調整案を12月末頃までに、最終案を2月中旬までに関西送配電に通知する。ただし、原案提出後、変更がない場合は、調整案以降を省略することができる。

(b) ○□は、翌年度分の年間作業停止計画について、前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画に変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

(c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、2月末頃までに年間作業停止計画を決定後、○□に通知する。

b 月間作業停止計画

(a) ○□は、翌々月から2箇月分の月間作業停止計画の原案を毎月20日までに、調整案を翌月10日頃までに、最終案を翌月中旬までに関西送配電に通知する。ただし、原案提出後、変更がない場合は、調整案以降を省略することができる。

(b) ○□は、月間作業停止計画について、年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

年間作業停止計画から変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

(c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、翌月20日頃までに月間作業停止計画を決定後、○□に通知する。

c 作業停止計画の変更および追加

○□および関西送配電は、年間作業停止計画または月間作業停止計画の決定以降、系統状況の変化および突発的な設備異常等による計画の変更、または追加（保安上緊急を要する場合等、計画外の作業停止含む）がある場合には、速やかに相互に申し入れ、協議のうえ実施することができる。

d 作業停止実施の要求と通知

○□は、決定した月間作業停止計画に基づき、作業停止予定日の10日前までに様式1「作業停止申込書兼連絡票（接地取付箇所図面を含む）」により、関西送配電に作業停止の実施を要求し、関西送配電は5日前までに実施決定を○□に通知する。また、関西送配電は、関西送配電および第三者の作業停止決定を5日前までに、○□に通知する。

様式を指定しない場合は、様式に関する記載を削除する。
また、作業停止実施の要求および決定通知が不要な場合は削除する。

(3) 発電機の解列依頼

関西送配電は、月間作業停止計画にて決定された発電機連系線路等の作業実施に伴う系統切替において、○□の発電機の停止および解列が必要となる場合、関西送配電は実施予定日の10日前までに○□に連絡し実施することができる。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨に関西送配電に連絡する。

発電機の解列依頼を行わない場合は削除する。

(保護リレーの運用)

第7条 ○□および関西送配電は、関西送配電の系統運用に関連する○□の保護リレーの運用（整定を含む）に当たっては、相互に協議のうえ行う。

なお、○□の整定値については、整定票により別に定めるものとする。

(電圧の運用)

第8条 ○□および関西送配電は、電力系統の電圧を適切に保持するため相互に協力するものとする。

2 ○□の発電設備は、基準電圧を1.00p.uとし、AVR運転を行う。

発電者と基準電圧、AVR運転を取り決める場合のみ記載する。

3 関西送配電は、必要に応じて○□の無効電力の調整運転および送電線の充電停止等を○□に指令することがある。

上記指令を実施するおそれがある場合のみ記載する。

（給電指令）

第9条 関西送配電は、次に示す事項に関して、〇〇に給電指令を行う。

（1）平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転（操作または停止含む）の指令

（2）異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

a 周波数および電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした発電者の出力の調整および需要の抑制または遮断

b 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令

c その他電力系統に異常が発生した、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

発電設備容量の合計値が500kW以下の太陽光または風力発電設備の場合削除する。
なお、平成27年4月以降の接続申込みについては、発電設備容量の合計値が50kW以下の太陽光または20kW以下の風力発電設備の場合は削除する。
（説明）
発電設備容量および接続申込み時期については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」による。

（異状時の連絡）

第10条 〇〇は、〇〇の構内において、〇〇および関西送配電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

2 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関西送配電は、必要に応じて系統運用状況、装置の運転状態および故障様相等を調査し、〇〇に確認する。

給電情報伝送がない場合は、「保安通信電話の故障等により電話が不通となった場合、関西送配電は、必要に応じて様相等を〇〇に確認する。」とする。
保安通信電話もない場合は、全文削除する。

（事故時の処置）

第11条 〇〇および関西送配電は、第7条で示す保護リレーが動作する等の事故が発生した場合は、次に示す処置を行う。

（1）〇〇は、速やかに発生時刻、動作リレー（使用箇所、種類、相別）およびその他必要な事項を関西送配電に連絡する。

（2）〇〇の対象設備事故の場合（発電設備を含む）

〇〇は、〇〇の対象設備に事故が発生した場合は、ただちに事故箇所を切り離すとともに、その旨を関西送配電に連絡する。

(3) 関西送配電の系統事故により**kV〇〇線が停止し、〇〇が停電した場合

<<受電設備が1回線の場合>>

- a 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により**kV〇〇線を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、〇〇は、**kV〇〇線を〇〇側から充電してはならない。
- b 〇〇の受電用遮断器が遮断した場合
〇〇は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば〇〇の設備に異状がないことの確認および〇〇の発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ受電し、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。
- c 〇〇の受電用遮断器が遮断していない場合
〇〇は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すればそのまま受電する。
- d 〇〇は、発電設備を再並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

発電設備並列時の連絡が不要な場合は削除する。

<<常予備受電の場合>>

- a 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により**kV〇〇線を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、〇〇は、**kV〇〇線を〇〇側から充電してはならない。
- b 〇〇は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば〇〇の設備に異状がないことの確認および〇〇の発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

【手動切替の場合】

- (a) 受電していた回線の電圧が回復した場合は、その回線で受電する。
- (b) 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

【自動切替の場合】

- (a) 受電していた回線が停電した場合、自動切替装置により他の回線に切替え、引き続き受電する。

自動切替装置の設置有無により上記のどちらかを記載する。

(c) 両回線とも電圧がない場合

- ア 受電していた回線の電圧が回復すれば、その回線で受電する。
 - イ 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。
- c 〇〇は、受電回線を切り戻す場合は、関西送配電に連絡のうえ行う。
 - d 〇〇は、発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

発電設備並列時の連絡が不要な場合は削除する。

(4) ○□の構内のみで単独系統となった場合

線路側電圧が回復した後、○□の発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。ただし、自主復旧装置を使用している場合は、発電設備を系統並列後、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

電圧階級が33kV以下の場合は削除する。
ただし、自主復旧装置を使用している場合を除く。

自主復旧装置がない場合は、自主復旧装置に関する記載を削除する。

(5) 上位の系統事故で○□の発電設備を含み単独系統となった場合

○□は、関西送配電から○□の発電設備を含み単独系統となった旨連絡があった場合、可能な限りそのままの状態を維持するとともに、関西送配電からの指示を待つ。ただし、○□は発電設備の並列維持が困難な場合、速やかに関西送配電に連絡し、協議のうえ処置を行う。

(6) 系統異常等により○□の発電設備が停止した場合

○□は、系統周波数異常等により○□の発電設備が停止した場合、速やかに関西送配電に連絡する。また、○□の発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

(7) ○□および関西送配電は、(1)から(6)によりがたい場合は、状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡方法)

第12条 ○□および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

2 ○□および関西送配電は、第13条(設備の変更)、第15条(その他事項)のこの給電申合書の変更を除く連絡に当たっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、○□および関西送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第13条 ○□および関西送配電は、給電申合書の内容変更を伴う設備を変更する場合、あらかじめ相互に連絡し、必要に応じて、単線結線図等の関係図面提出および協議を行う。

(有効期間)

第14条 この申合書の有効期間は、締結日から●●年3月31日までとする。ただし、この申合書について○□または関西送配電のいずれかにより、改めて更改の申し出がない場合は、さらに1年延長するものとし、以降これに準ずる。

なお、有効期間中に○□が電気供給事業者との受給契約を解除し、その他の全ての事業者との受給契約がなく無契約となった場合は、○□は関西送配電に連絡し、この申合書は効力を失うものとする。

(その他事項)

第15条 ○□および関西送配電は、この申合書に定める事項について変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図、付表等の変更は、○□の電気主任技術者と関西送配電の★★電力本部長の間で変更手続きを行うことができることとする。

付図、付表等のみ変更しない場合は削除する。

2 ○□および関西送配電は、系統運用に関する事項で、この申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

3 ○□および関西送配電間で締結した●●年●●月●●日付給電申合書は、▲▲年▲▲月▲▲日以降その効力を失うものとする。

申合書改定の場合。

以上、申合せの証として本書を2通作成し、○□と関西送配電でおのおのその1通を保有する。

年 月 日

○□株式会社
代表取締役 ○○ ○○

関西電力送配電株式会社
○○支社
★★電力本部長 ○○ ○○

給電申合書

(需要者用ひな形)

年 月 日

○□株式会社

代表契約者名を記載

関西電力送配電株式会社 ○○支社 ★★電力本部

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）と関西電力送配電株式会社〇〇支社□□電力本部（以下「関西送配電」という。）は、託送供給等約款に基づき、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

（系統運用上の協力）

- 第1条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。
- 2 〇〇および関西送配電は、設備の運用および操作について、相互に連絡を密にし、円滑な運用を図る。

（対象設備）

- 第2条 この申合書の対象とする設備（以下「対象設備」という。）は、付図1「給電系統図」および付図2「通信設備概要図」に示す関西送配電の★▽変電所の当該引出遮断器から〇〇の受電設備に至る送受電設備、保護リレー、系統連系する〇〇の自家発電設備ならびに〇〇における取引用計量装置および通信設備とする。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

（責任分界点）

- 第3条 〇〇と関西送配電の責任分界点は、付図1「給電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

（平常時の送電状態）

- 第4条 平常時の送電状態は、付図1「給電系統図」に示すとおりとする。

（設備の操作）

- 第5条 〇〇および関西送配電は、次に示す対象設備の操作および作業に当たっては、作業の内容、作業箇所、操作時刻、手順、作業用接地の有無等について事前に打合せを行い、確認した操作手順に基づき、相互に連絡のうえ実施する。ただし、緊急時は除く。

なお、〇〇が〇〇の対象設備を操作し、受電切替をせず、かつ線路側接地を取り付けず行う作業停止の場合においては、作業停止当日は〇〇が自主的に操作を実施するものとし、関西送配電への操作連絡は不要とする。

また、対象設備の呼称は付図1「給電系統図」に示した番号で行う。

受電設備が1回線の場合は記載を抹消する。

操作連絡が必要な場合は記載を抹消する。

（1）遮断器、断路器および線路側接地の操作

- a 〇〇の**kV受電用遮断器（**、**）、受電用断路器（**、**）

および線路側接地

接地機構がある場合は線路側接地機構を記載する。

- b 関西送配電の★▽変電所の**kV〇〇線遮断器（CB**、CB**）、

線路用断路器（LS**、LS**）および線路側接地機構（ED**E、ED**E）

C u b の場合はCB**断路部とする。

接地機構がない場合は線路側接地を記載する。

（2）系統運用に関連する保護リレーの操作

(3) 給電情報伝送等（保安通信電話を含む）に影響がある作業

なお、保安通信電話に影響がある場合は、事前に連絡のうえ、別の連絡方法について打ち合わせておく。

給電情報伝送がない場合は保安通信電話とし、全てない場合は全文削除とする。

(4) 取引用計量装置等に影響がある作業等

[常用、予備線受電でループ切替不可の場合]

2 ○□の受電切替操作は停電切替とし、常用回線と予備回線の並列受電の操作は行わない。

なお、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

[常用、予備線受電でループ切替可の場合]

2 ○□の受電切替操作は、常用回線と予備回線の並列受電切替を可とするが、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

2項は、該当するパターンを選択する。
また、常用、予備線受電以外の場合は削除する。

3 ○□は、自家発電設備の並列操作に当たっては、系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整のうえ行う。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

固定データの反映や、その他の理由で連絡が必要な場合は、以下の文章を記載する。
○□は、○□の自家発電設備の並解列は、関西送配電と連絡のうえ実施する。

(工作物の作業停止計画)

第6条 ○□および関西送配電は、系統運用に影響のある作業停止の計画、調整および実施について、次により行う。

(1) 系統運用に影響のある作業停止の対象

- a 対象設備の停止または使用抑制を必要とする作業
ただし、○□の自家発電設備は除く。

自家発電設備未設置の場合は削除する。(以下同じ)

- b 対象設備の活線作業および活線近接作業（試充電中止を必要とする場合）
ただし、○□の自家発電設備は除く。
c 保護リレーのロック
ただし、○□の自家発電設備に関する保護リレーは除く。
d 給電情報伝送等（保安通信電話を含む）に影響がある作業
e その他系統運用に影響のある作業

(2) 作業停止計画の取り扱い

- a 年間作業停止計画

(a) ○□は、翌年4月から2箇年分の年間作業停止計画を毎年11月末日までに、関西送配電に通知する。

(b) ○□は、翌年度分の年間作業停止計画について、前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画に変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

(c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、2月末日までに年間作業停止計画を決定後、〇〇に通知する。

b 月間作業停止計画

(a) 〇〇は、翌々月から2箇月分の月間作業停止計画を毎月20日までに関西送配電に通知する。

(b) 〇〇は、月間作業停止計画について、年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略できる。

年間作業停止計画から変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

(c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、翌月20日頃までに月間作業停止計画を決定後、〇〇に通知する。

c 作業停止計画の変更および追加

〇〇および関西送配電は、年間作業停止計画または月間作業停止計画の決定以降、系統状況の変化および突発的な設備異常等による計画の変更、または追加（保安上緊急を要する場合等、計画外の作業停止含む）がある場合には、速やかに相互に申し入れ、協議のうえ実施することができる。

d 作業停止実施の要求と通知

〇〇は、決定した月間作業停止計画に基づき、作業停止予定日の10日前までに様式1「作業停止申込書兼連絡票（接地取付箇所図面を含む）」により、関西送配電に作業停止の実施を要求し、関西送配電は5日前までに実施決定を〇〇に通知する。また、関西送配電は、関西送配電および第三者の作業停止決定を5日前までに、〇〇に通知する。

様式を指定しない場合は、様式に関する記載を削除する。

また、作業停止実施の要求および決定通知が不要な場合は削除する。

（保護リレーの運用）

第7条 〇〇および関西送配電は、系統運用に関連する〇〇の保護リレーの運用（整定を含む）に当たっては、相互に協議のうえ行う。

なお、〇〇の整定値については、整定票により別に定めるものとする。

（電圧の運用）

第8条 〇〇および関西送配電は、電力系統の電圧を適切に保持するため相互に協力するものとする。

（給電指令）

第9条 関西送配電は、次に示す事項に関して、〇〇に給電指令を行う。

(1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転（操作または停止含む）の指令

(2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

a 周波数および電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした発電機の出力の調整および需要の抑制または遮断

b 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令

c. その他電力系統に異常が発生しまたは発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

発電設備未設置または逆潮しない自家発電設備の場合は削除する。
また、発電設備容量の合計値が 500kW 以下の太陽光または風力発電設備の場合削除する。
なお、平成 27 年 4 月以降の接続申込みについては、発電設備容量の合計値が 50kW 以下の太陽光または 20kW 以下の風力発電設備の場合は削除する。
(説明)
発電設備容量および接続申込み時期については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」による。

(異状時の連絡)

第 10 条 ○□は、○□の構内において、○□および関西送配電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

2. 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関西送配電は、必要に応じて系統運用状況、装置の運転状態および故障様相等を調査し、○□に確認する。

給電情報伝送がない場合は、「保安通信電話の故障等により電話が不通となった場合、関西送配電は、必要に応じて様相等を○□に確認する。」とする。
保安通信電話もない場合は、全文削除とする。

(事故時の処置)

第 11 条 ○□および関西送配電は、第 7 条で示す保護リレーが動作する等の事故が発生した場合は、次に示す処置を行う。

(1) ○□は、速やかに発生時刻、動作リレー（使用箇所、種類、相別）およびその他必要な事項を関西送配電に連絡する。

(2) ○□の対象設備事故の場合（自家発電設備を含む）

○□は、○□の対象設備に事故が発生した場合は、ただちに事故箇所を切り離すとともに、その旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

(3) 関西送配電の系統事故により **kV ○□線が停止し、○□が停電した場合

<<受電設備が 1 回線の場合>>

a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再開路リレー等）または手動により **kV ○□線を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、**kV ○□線を○□側から充電してはならない。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

b ○□の受電用遮断器が遮断した場合

○□は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および○□の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ受電し、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

c ○□の受電用遮断器が遮断していない場合

○□は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すればそのまま受電する。

d ○□は、自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備未設置および系統並列時の連絡を必要としない場合は削除する。

<<常予備受電の場合>>

a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により**kV○□線を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、**kV○□線を○□側から充電してはならない。

b ○□は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および○□の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

【手動切替の場合】

(a) 受電していた回線の電圧が回復した場合は、その回線で受電する。

(b) 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

【自動切替の場合】

(a) 受電していた回線が停電した場合、自動切替装置により他の回線に切替え、引き続き受電する。

自動切替装置の設置有無により上記のどちらかを記載する。

(c) 両回線とも電圧がない場合

ア 受電していた回線の電圧が回復すれば、その回線で受電する。

イ 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

c ○□は、受電回線を切り戻す場合は、関西送配電に連絡のうえ行う。

d ○□は、自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

dについては、自家発並列時の連絡が不要な場合は削除する。

<<スポットネットワーク受電の場合>>

a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により**kV○□線を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、**kV○□線を○□側から充電してはならない。

b ○□は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および停電回線に接続されている○□の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

(a) 供給回線の全部またはいずれかの電圧回復が遅延した場合は、停電回線のプロテクタ遮断器の開放を確認し、断路器を開放する。

(b) 供給回線の全部またはいずれか電圧が回復すれば、その回線で受電する。

c. 〇〇は、自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備の系統並列時の連絡を必要としない場合は削除する。

以下(4)、(5)は自家発未設置の場合は削除する。

(4) 上位の系統事故で〇〇の自家発電設備を含み単独系統となった場合

〇〇は、関西送配電から〇〇の自家発電設備を含み単独系統となった旨連絡があった場合、可能な限りそのままの状態を維持するとともに、関西送配電からの指示を待つ。ただし、〇〇は自家発電設備の並列維持が困難な場合、速やかに関西送配電と協議のうえ処置を行う。

(5) 系統異常等により〇〇の自家発電設備が停止した場合

〇〇は、系統周波数異常等により〇〇の自家発電設備が停止した場合、速やかに関西送配電に連絡する。また、〇〇の自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

(6) 〇〇および関西送配電は、(1) から (5) によりがたい場合は、状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡方法)

第12条 〇〇および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

2 〇〇および関西送配電は、第13条(設備の変更)、第15条(その他事項)のこの給電申合せの変更を除く連絡に当たっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、〇〇および関西送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第13条 〇〇および関西送配電は、給電申合せの内容変更を伴う設備を変更する場合、あらかじめ相互に連絡し、必要に応じて、単線結線図等の関係図面提出および協議を行う。

(有効期間)

第14条 この申合せの有効期間は、締結日から●●年3月31日までとする。ただし、この申合せについて〇〇または関西送配電のいずれかにより、改めて更改の申し出が無い場合は、さらに1年延長するものとし、以降これに準ずる。

なお、有効期間中に〇〇が電気供給事業者との需給契約を解除し、その他の全て事業者と需給契約がなく無契約状態となった場合は、〇〇は関西送配電に連絡し、この申合せは効力を失うものとする。

(その他事項)

第15条 〇〇および関西送配電は、この申合せに定める事項について変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図、付表等の変更は、〇〇の電気主任技術者と関西送配電の★★電力本部長の間で変更手続きを行うことができることとする。

付図、付表等のみ変更しない場合は削除する。

2 ○□および関西送配電は、系統運用に関する事項で、この申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

3 ○□および関西送配電間で締結した●●年●●月●●日付給電申合書は、▲▲年▲▲月▲▲日以降その効力を失うものとする。

申合書改定の場合。

以上、申合せの証として本書を2通作成し、○□と関西送配電でおのおのその1通を保有する。

年 月 日

○□株式会社
代表取締役 ○○ ○○

関西電力送配電株式会社
○○支社
★★電力本部長 ○○ ○○

給電系統図

年 月 日 付図1

	所名	年 月 日	電話番号	
需要者				備 考
関西電力送配電				

架地	空 線	過電流	電流リレ	過電流接	電流リレ	過電流接	電流リレ	過電流接	電流リレ	過電流接	電流リレ
凡例	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遮 断 器											
遮断器(フラグイン型)											
ケーブルヘルツド											
変 流 器											

財 産 分 界 点	保 安 責 任 分 界 点	常 時 開 放 点	機 器 番 号
①	②	③	④
[I>]	[I+>]	[I<>]	[I<>]
[I/U>]	[I/U<>]	[I/U<>]	[I/U<>]
[I/U<>]	[I/U<>]	[I/U<>]	[I/U<>]
⑤	⑥	⑦	⑧
[I>]	[I+>]	[I<>]	[I<>]
[I/U>]	[I/U<>]	[I/U<>]	[I/U<>]
⑨	⑩	⑪	⑫
[I>]	[I+>]	[I<>]	[I<>]
[I/U>]	[I/U<>]	[I/U<>]	[I/U<>]

別紙4

給電系統図 記入例

年月日 付図1

	<p>関西電力送配電株式会社 ★△給電制御所 ★▽変電所</p> <p style="text-align: center;">○□△△線</p> <p style="text-align: center;">○□株式会社 △△工場</p>	所名 ○□株式会社 △△工場 電気室 電話番号 00-0000-0000
需要者	関西電力送配電 通信システムセンター 00-0000-0000	電話番号 00-0000-0000
備考	①関西電力送配電の★▽変電所は無人で、関西電力送配電の★△給電制御所から遠方監視制御している。 ②△△工場の自家発電設備の1号機用逆電力継電器(RPR)は受電側に設置されており、動作時は受電遮断器(52R)にて解列する。	
備考	付表の変更の場合のみ記入、捺印する。	
備考	〇□株式会社 △△工場 電気主任技術者 ○○ ○○ 印 関西電力送配電株式会社 ★★電力本部 電力本部長 ○○ ○○ 印	

構内設備については、発電設備(自家発電)がある場合のみ並列点、開放点を明示するため当該部分のスケルトンを記載し、発電設備(自家発電)がない場合は、受電設備、母線までとする。(運用上最小限必要な設備)また、構内設備の仕様(容量等)についても、運用上最小限必要なものだけに限り記載する。

架地	——	過電流リレー	⊃	財産分界点	○
中線	— · — · — · — · —	過電流接地リレー	⊃	保安責任分界点	○
遮断器	— / — / — / — / —	方向距離リレー	⊃	常時開放点	■
断路器	— / — / — / — / —	方向地絡リレー	⊃	番	機器番号
遮断器(フラグ・イン型)	— (— / — / — / — / —) —	選択短絡リレー	⊃	取引用計量装置	VCT
クーブールヘッド	— · — · — · — · —	選択地絡リレー	⊃	自動切替装置	①
変流器	— / — / — / — / —	電源制限装置	⊃		

通信設備概要図

付図2

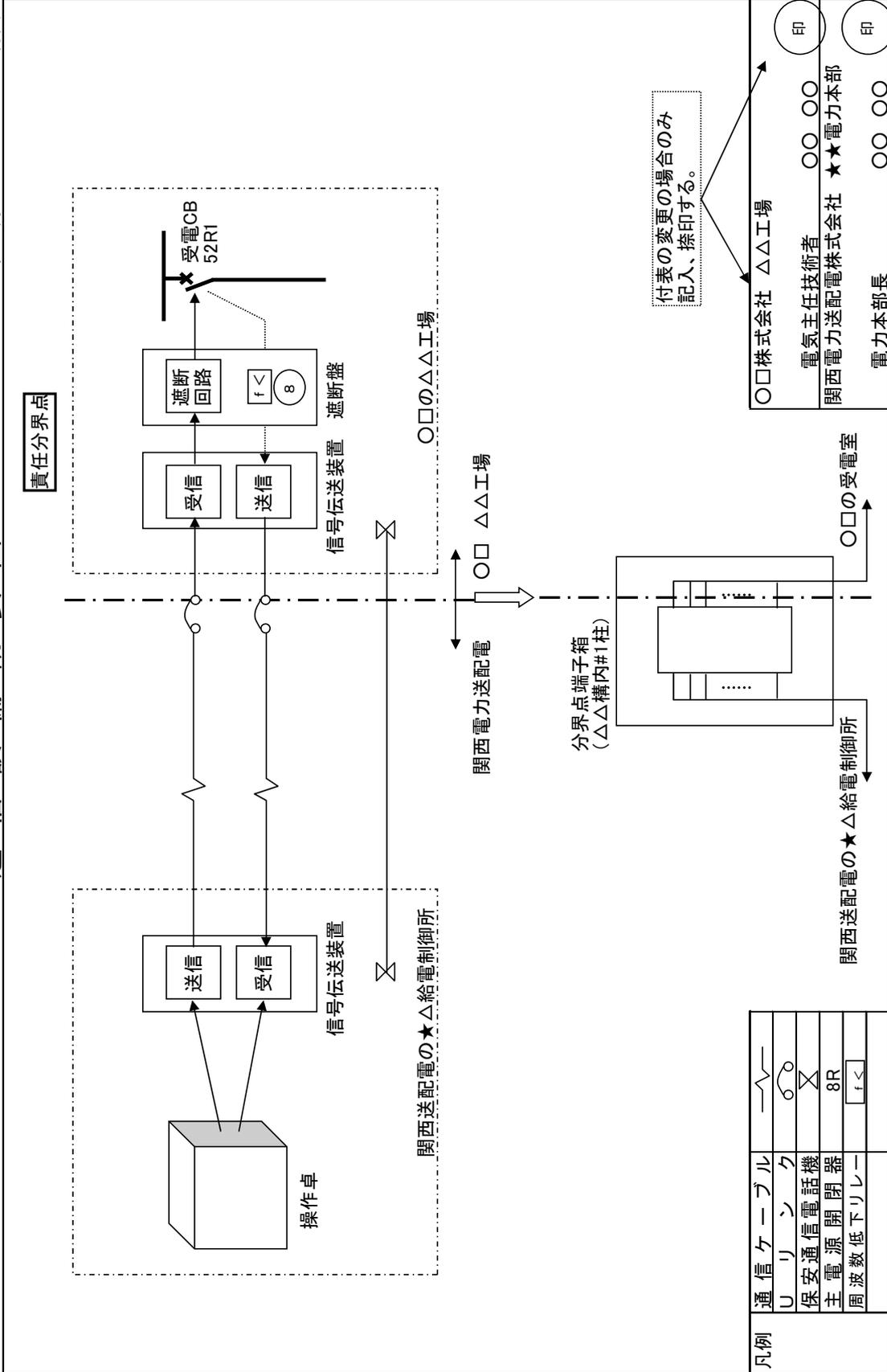
年 月 日

<div style="text-align: center;"> </div>		別紙5	
		通信ケーブル	—△—
		Uリソク	○
		保安通信電話機	⊗
		主電源閉閉器	8R
周波数低下リレー	f<		

通信設備概要図 記入例

年月日

付図2



凡例	通信ケーブル	— —
	URLインク	○
	保安通信電話機	⊗
	主電源開閉器	8R
	周波数低下リレー	f<

○□株式会社 △△工場	○	○	○	○	印
電気主任技術者	○	○	○	○	
関西電力送配電株式会社 ★★電力本部	★	★	★	★	印
電力本部長	○	○	○	○	

連絡先一覧

申合せ事項	連絡先			

--	--

連絡先一覧

申合せ事項	連絡先	
第5条(設備の操作)の(3) 給電情報伝送等に影響のある作業	○□株式会社 △△工場 ○○○-○○○-○○○○○	★★電力本部 通信グループ ○○○-○○○-○○○○○
第10条(異状時の連絡)の 2. 給電情報伝送に関連する装置の故障等	○□株式会社 △△工場 ○○○-○○○-○○○○○	株式会社オプテージ ○○○-○○○-○○○○○
上記以外	○□株式会社 △△工場 ○○○-○○○-○○○○○	★★電力本部 ★△給電制御所 ○○○-○○○-○○○○○(当直) ○○○-○○○-○○○○○(作業停止計画)

別紙の変更の場合のみ
記入、捺印する。

○□株式会社 △△工場 (印)

電気主任技術者 ○○ ○○

関西電力送配電株式会社 ★★電力本部

電力本部長 ○○ ○○ (印)

作業停止申込書 兼 連絡票

別紙 7

申込者名		申込日		年 月 日 ()		
		TEL				
施設名		FAX				
1	停止区間	線路・構内	変電所・線路名称(上段) 開放機器名称(下段)	作業日時・停止日時		
		<input type="checkbox"/> 線路 <input type="checkbox"/> 構内		作業日時	<input type="checkbox"/> 毎日・連続 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 連続	
				自: 年 月 日 () 時 分		
				至: 年 月 日 () 時 分		
				停止日時 (関西電力記載)	自: 年 月 日 () 時 分	
					至: 年 月 日 () 時 分	
		<input type="checkbox"/> 線路 <input type="checkbox"/> 構内		作業日時	自: 年 月 日 () 時 分	
				至: 年 月 日 () 時 分		
				停止日時 (関西電力記載)	自: 年 月 日 () 時 分	
					至: 年 月 日 () 時 分	
		<input type="checkbox"/> 線路 <input type="checkbox"/> 構内		作業日時	自: 年 月 日 () 時 分	
				至: 年 月 日 () 時 分		
		停止日時 (関西電力記載)	自: 年 月 日 () 時 分			
			至: 年 月 日 () 時 分			
2	作業中 受電状態	受電区分	<input type="checkbox"/> 常時受電 <input type="checkbox"/> 予備受電		<input type="checkbox"/> 異電圧または非常用発電機受電	
		<input type="checkbox"/> 全停電	<input type="checkbox"/> ループ切替 <input type="checkbox"/> 停止切替	切替: 年 月 日 () 時 分 切戻: 年 月 日 () 時 分 受電電圧(異電圧のみ) <input type="checkbox"/> 6kV <input type="checkbox"/> 20kV <input type="checkbox"/> 30kV <input type="checkbox"/> 70kV		
3	応急復旧	※線路停止申し込みの場合のみ記載願います 日中 <input type="checkbox"/> 可 (分) <input type="checkbox"/> 不可 夜間 <input type="checkbox"/> 可 (分) <input type="checkbox"/> 不可				
4	実施条件 予備日	<input type="checkbox"/> 雨天決行 <input type="checkbox"/> 小雨決行 <input type="checkbox"/> 雨天中止 <input type="checkbox"/> 雨天延期	予備日	※雨天延期時のみ		
5	作業内容	<input type="checkbox"/> 受(変)電設備定期点検 <input type="checkbox"/> 機器取替 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
6	作業責任者 (当日連絡先)	所属				
		氏名		連絡先		
7	給電接地 ※線路停止の場合 給電接地が必須	関西送配電 取付	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	申込者 取付	<input type="checkbox"/> 受電設備の供給変電所側取付 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	
8	作業用接地	関西送配電 取付	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	申込者 取付	<input type="checkbox"/> 受電設備の構内側取付 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	
9	その他	※緊急停止の場合は、申込書を必須としません。				

関西電力送配電による受付完了後、操作の事前打ち合わせを実施させていただきます。
 なお、申込み内容に変更があった場合、速やかに変更申込みをお願いします。

	受付	通知
日時		
担当		

作業停止申込書 兼 連絡票(記入例)

申込者名		〇〇株式会社 総務課電気係 山田氏		申込日	2018年 2月 1日 (木)		
施設名		△△ビル		TEL			
				FAX			
1	停止区間	線路・構内	変電所・線路名称(上段) 開放機器名称(下段)	作業日時・停止日時			
		<input checked="" type="checkbox"/> 線路 <input checked="" type="checkbox"/> 構内	<input type="checkbox"/> 変電所 22kV▲▲線1L	作業日時	<input type="checkbox"/> 毎日・連続 <input checked="" type="radio"/> 毎日 <input type="radio"/> 連続		
			89R1 , 59R1	停止日時 (関西電力記載)	自: 2018年 4月 10日(火) 9時 00分	至: 2018年 4月 12日(木) 17時 00分	
					自: 2018年 4月 10日(火) 8時 30分	至: 2018年 4月 12日(木) 17時 30分	
		<input type="checkbox"/> 線路 <input type="checkbox"/> 構内		作業日時	自: 年 月 日() 時 分	至: 年 月 日() 時 分	
				停止日時 (関西電力記載)	自: 年 月 日() 時 分	至: 年 月 日() 時 分	
				作業日時	自: 年 月 日() 時 分	至: 年 月 日() 時 分	
		停止日時 (関西電力記載)	自: 年 月 日() 時 分	至: 年 月 日() 時 分			
2	作業中 受電状態	受電区分	<input type="radio"/> 常時受電 <input checked="" type="radio"/> 予備受電		<input type="radio"/> 異電圧または非常用発電機受電		
		<input checked="" type="radio"/> 全停電	<input checked="" type="checkbox"/> ループ切替 <input type="checkbox"/> 停止切替	切替: 2018年 4月 10日(火) 8時 00分 切戻: 2018年 4月 12日(木) 18時 00分	切替: 年 月 日() 時 分 切戻: 年 月 日() 時 分	受電電圧(異電圧のみ) <input type="checkbox"/> 6kV <input type="checkbox"/> 20kV <input type="checkbox"/> 30kV <input type="checkbox"/> 70kV	
3	応急復旧	※線路停止申し込みの場合のみ記載願います <input checked="" type="radio"/> 可 (50分) <input type="radio"/> 不可					
4	実施条件 予備日	<input type="checkbox"/> 雨天決行 <input checked="" type="checkbox"/> 小雨決行 <input type="checkbox"/> 雨天中止 <input type="checkbox"/> 雨天延期	予備日 ※雨天延期時のみ	なし			
5	作業内容	<input type="checkbox"/> 受(変)電設備定期点検 <input checked="" type="checkbox"/> 機器取替 (89R1) <input type="checkbox"/> その他 ()					
6	作業責任者 (当日連絡先)	所属	〇〇電気株式会社(電気主任技術者)				
		氏名	山田 太郎	連絡先			
7	給電接地 ※線路停止の場合 給電接地が必須	関西送配電 取付	<input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否	申込者 取付	<input type="checkbox"/> 受電設備の供給変電所側取付 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否		
8	作業用接地	関西送配電 取付		申込者 取付	<input type="checkbox"/> 受電設備の構内側取付 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否		
9	その他	※緊急停止の場合は、申込書を必須としません。					

関西電力送配電による受付完了後、操作の事前打ち合わせを実施させていただきます。
 なお、申込み内容に変更があった場合、速やかに変更申込みをお願いします。

	受付	通知
日時	2018/2/10	2018/2/12
担当	関西電力送配電株式会社 〇〇NW技術センター △△ ××	関西電力送配電株式会社 〇〇NW技術センター △△ ××